

**【答申の概要】 諮問第198号 特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求**

件名	特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象文書	他の実施機関で行われた特定の懲戒処分に関する文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	警察本部長（監察課）
諮問期日	平成26年10月24日
主な論点	文書の保有の有無
<b>審査会の結論</b>	<p>静岡県警察本部長の決定は、妥当である。</p>
<b>審査会の判断</b>	<p>当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。</p> <p>1 本件対象公文書について</p> <p>実施機関は、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求に対し、①本件パワーハラスメント事案に関する文書、②本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分に関する文書及び③本件パワーハラスメント事案及び本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分の報道発表に関する文書を特定した上で、それらの文書を保有していないとして非開示決定を行っている。</p> <p>審査請求人は、本件の開示請求を受けて公安委員会が行った決定で特定されている「本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書」がなぜ含まれないか示すべきだとしており、本件対象公文書の範囲について、審査請求人と諮問庁等の理解が異なっているため、この点について検討する。</p> <p>条例に基づき開示請求を受けた場合、開示請求の対象として特定する公文書の範囲は、開示請求書の記載内容に即して合理的な範囲で幅広くとらえるべきである。</p> <p>これを本件についてみると、開示請求書の「請求に係る公文書の名称又は内容」欄には具体的な文書名の記載がなく特定の事実に関する文書全てとしているにすぎないが、特定のパワーハラスメント行為が行われた時期及び関係者並びに当該パワーハラスメント行為の関係者に懲戒処分が行われたことなどが明記されていることから、実施機関において、これらの記載内容を基に、関連する項目単位で幅広く特定したものと認められ、その範囲は合理的なものであったといえる。</p> <p>なお、監察課は警察職員の懲戒等を行う部署であって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が適用されるようないわゆる刑事事件を取り扱う部署ではないことから、「本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書」を特定していないことも合理的なものであったといえる。</p>

## 2 本件対象公文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象公文書の保有の有無について、以下のとおり説明する。

ア 懲戒処分とは、職員に規律違反等の行為があったときにその職員に対する制裁としてなされる処分のことであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項において、警察職員の懲戒等を行う権限については、実施機関が有するものと解されている。

イ 実施機関は、静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）第17条に基づき、懲戒に関する事務を所掌しており、警察職員に規律違反があると認められるときは、静岡県警察職員の懲戒に関する訓令（平成15年静岡県警察本部訓令第1号）に基づき、首席監察官、監察課長及び監察官が懲戒処分等に係る必要な事務を行う。

ウ 本件パワーハラスメント事案は実施機関とは異なる機関で発生したものであり、本件パワーハラスメント事案に係る職員についても他機関の職員であることから、実施機関が懲戒を行う権限はなく、懲戒に係る必要な事務を行うとされる監察官等も本件パワーハラスメント事案に係る原因等を調査する権限はないため、①を作成することはない。また、当該機関からこれに係る報告を受けた事実もないことから、上記①、②及び③について、作成又は取得することはない、存在しないことは明らかである。

(2) 当審査会において、実施機関における分担事務に係る関係規程の提示を受け確認したところ、実施機関の分担事務は諮問庁の主張どおりであり、実施機関において本件対象公文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

なお、審査請求人は、静岡県立病院機構（以下「機構」という。）から開示を受けた文書を示して、実施機関において何らかの文書を保有しているはずだと主張している。

これは、機構に対する開示請求の結果、静岡県警察の関与について機構側で作成した文書を機構が保有していることが判明しているため、それに対応する公文書を実施機関も保有しているとの趣旨の主張であると解されるが、実施機関の分担事務等を踏まえると、実施機関が本件対象公文書を保有していることを裏付けるものとはいえず、上記判断を覆すに足る事情とは認められない。

審査請求人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。